

## 基本目標Ⅲ 循環型のまちをつくる

ものを大事にする、資源を循環させるという習慣が根付き、区民・事業者・区が取組が生活の快適さやうるおいのある環境づくりにつながっていく、住んでよかったと思える循環型のまちづくりをめざします。



青空集会の様子



練馬区資源循環センターでの再生利用品等の展示

### 環境指標

環境指標	平成 27 年度	平成 31 年度
区民 1 人 1 日あたりのごみ収集量	500 g	平成 38 年度までに 443 g 以下
リサイクル率	24.8%	平成 38 年度までに 25.2%以上

### 重点事業

#### ●食品ロスの削減

区民に対して、食品の賞味期限と消費期限の違いについて周知します。エコクッキング教室や食育活動等と連携し、効果的に情報を提供します。

区のイベントにおいてフードドライブ<sup>32</sup>事業を実施し、利用されていない食品を有効に活用します。

事業者団体を通じて食品ロスの削減に関する呼びかけを行うなど、事業者・利用者双方が食品ロスの削減に取り組める方策を提案します。

区内飲食店等に呼びかけ、協力店制度などの仕組みづくりを検討します。

<sup>32</sup> 家庭や職場で余っている食品（缶詰やインスタント食品など）を持ち寄り、福祉団体や施設などに寄付する活動のこと。

●不燃ごみの資源化

収集した不燃ごみの中から金属類を分別できるよう検討し、ごみの減量を推進します。

蛍光管については、資源化ルートに乗せられるよう回収体制を構築します。

現行9品目の拠点回収を行っている小型家電について、回収品目の拡大を検討します。



小型家電回収ボックス

●紙類やびんなどの資源とごみの分別の周知徹底

パンフレットやホームページなど情報媒体の充実を図ります。

資源やごみの分別ルールの徹底のため、地域単位、集積所単位での青空集会の実施を継続し、資源・ごみの分別に関する知識を啓発します。

ごみとして排出される割合が高い紙類やびんの分別の徹底を図れるよう、回収方法を検討します。

分別していないごみは警告シールを貼付し、適正な分別区分での排出を促します。



3R啓発冊子「できることからはじめよう！」

●区収集による事業系ごみ排出事業者に対する指導

事業者による清掃工場への搬入、または収集運搬業の許可業者による収集への移行を促します。

有料ごみ処理券を貼付せず排出する事業者に対する直接指導を強化するとともに、中小規模事業者の排出状況が確認できる仕組みを検討します。

特別管理一般廃棄物<sup>33</sup>など、排出禁止物の自己処理の徹底を呼びかけます。

●災害廃棄物<sup>34</sup>処理計画の策定

災害により生じた廃棄物処理について、適正な処理と再生利用を確保するとともに、円滑かつ迅速に処理するため、東京都や東京二十三区清掃一部事務組合および他区との連携を図りながら、区の地域防災計画に沿って、区の災害廃棄物処理計画を策定します。

現在東京都が検討している、災害廃棄物処理計画の策定状況を注視し、国や東京都の動向をみながら、区の災害廃棄物処理計画を必要に応じて見直します。

<sup>33</sup> 一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係わる被害を生じるおそれのある性状を有するものとして、政令で定められている廃棄物のこと。

<sup>34</sup> 地震や津波等の災害によって発生する廃棄物のこと。

## 基本施策Ⅲ-1 ごみの発生抑制・再使用を促進する

食品ロスの削減、生ごみの発生抑制・資源化、商店会等との連携によるごみ減量に向けた取組を推進します。また、区立施設においても一層のごみの発生抑制に取り組みます。

資源循環センターにおいて、粗大ごみとして収集した不用家具等のうち再使用可能な品物を、修理や清掃を行い、リサイクルセンターにおいて展示・販売します。

### (1) ごみの発生抑制

#### 事業

#### ① 食品ロスの削減【重点】

区民に対して、食品の賞味期限と消費期限の違いについて周知します。エコクッキング教室や食育活動等と連携し、効果的に情報を提供します。

区のイベントにおいてフードドライブ事業を実施し、利用されていない食品を有効に活用します。

事業者団体を通じて食品ロスの削減に関する呼びかけを行うなど、事業者・利用者双方が食品ロスの削減に取り組める方策を提案します。

区内飲食店等に呼びかけ、協力店制度などの仕組みづくりを検討します。

#### ② 生ごみの発生抑制・資源化

リサイクルセンターで実施している生ごみ堆肥作り等の講習や、ねりま区報、清掃リサイクル情報誌ねりまの環などの媒体を通じ、生ごみの減量に効果的な「食ベキリ 使いキリ 水キリ」の取組を広めていきます。また、コンポスト容器や生ごみ処理機への助成の拡充および対象となる品目の充実を図ります。

#### ③ 販売店や商店会等との連携

レジ袋の削減や過剰包装の抑制など、販売店における簡易包装の促進を呼びかけます。また、商店会等と連携し、ごみ減量に向けた取組を推進していきます。

#### ④ 区立施設でのごみの発生抑制

区立施設において、一層のごみ発生抑制に取り組みます。また、給食を提供している区立施設では、食品ロスの削減に向けて取り組みます。

### (2) 再使用の促進

#### 事業

#### ① 不用家具等の再使用

粗大ごみとして収集した不用家具等のうち再使用可能な品物を、修理や清掃を行い、リサイクルセンターにおいて展示・販売します。また、区民が利用しやすくなるよう、大型生活用品リサイクル情報掲示板のインターネット化を検討します。リサイクルセンターや資源循環センターにおいて再生利用品を展示し、再生利用品に関する情報を提供します。



リサイクルセンターでの家具等の展示・販売

## 基本施策Ⅲ-2 多様な資源循環を推進する

町会・自治会に加え、マンション管理組合等へも、資源の集団回収への参加を呼びかけます。また、区内回収事業者をより活用できるよう、インセンティブ制度を検討します。

資源リサイクルへの意識向上と、事業者が販売した製品を自主回収するという意識の定着を引き続き図っていきます。

資源回収について、出しやすい仕組みを検討するなど、回収体制を充実します。

### (1) 区民が進める資源回収の促進

#### 事業

#### ① 集団回収事業への参加促進

町会・自治会に加え、マンション管理組合等へも、集団回収への参加を呼びかけます。集団回収を実施している団体に対して、作業用品の支給や貸し出しを継続します。集団回収を実施している団体が、区内回収事業者をより活用できるよう、インセンティブ制度を検討します。

### (2) 事業者が進める資源回収の促進

#### 事業

#### ① 事業系ごみの資源化の促進

毎年実施している廃棄物管理責任者を対象とした講習会において、資源リサイクルへの意識向上を引き続き呼びかけます。また、資源の自主回収ルートを持たない中小規模の事業者が、資源化に取り組みやすい環境を引き続き整備していきます。

#### ② 事業者回収の利用促進

事業者が拡大生産者責任<sup>35</sup>に基づき、事業者が販売した製品を自主回収するという意識を定着できるよう、適切な回収体制の整備を求めています。また、事業者が店頭回収している品目について、区民に店頭回収の利用を呼びかけます。

### (3) 区が進める資源回収の推進

#### 事業

#### ① 不燃ごみの資源化【重点】

収集した不燃ごみの中から金属類を分別できるよう検討し、ごみの減量を推進します。蛍光管については、資源化ルートに乗せられるよう回収体制を構築します。現行9品目の拠点回収を行っている小型家電について、回収品目の拡大を検討します。

#### ② 資源回収体制の充実

街区路線回収や拠点回収などの行政回収について出しやすい仕組みを検討します。

#### ③ 区立施設での再生利用の推進

区立施設において古紙や生ごみの資源化を継続して行います。

<sup>35</sup> 事業者が、自ら生産する製品等について、生産・使用段階だけでなく、それが使用され、廃棄物となった後まで一定の責任を負うという考え方

## 基本施策Ⅲ-3 適正処理を推進する

資源・ごみの分別に関する知識の普及とルール徹底を引き続き実施します。また、不法投棄防止看板の配布、不法投棄の監視を実施します。

ごみの適正排出、排出禁止物の自己処理の徹底を呼びかけ、有料ごみ処理券を貼付せず排出する事業者に対する直接指導を強化します。

資源・ごみを適正に収集・運搬し、生活環境の保全に努めるとともに、区の地域防災計画に沿って、災害廃棄物処理計画を策定します。

### (1) 排出ルールの徹底

#### 事業

#### ① 紙類やびんなどの資源とごみの分別の周知徹底【重点】

パンフレットやホームページなど情報媒体の充実を図ります。

資源やごみの分別ルールの徹底のため、地域単位、集積所単位での青空集会の実施を継続し、資源・ごみの分別に関する知識を啓発します。

ごみとして排出される割合が高い紙類やびんの分別の徹底を図れるよう、回収方法を検討します。

分別していないごみは警告シールを貼付し、適正な分別区分での排出を促します。

#### ② 不法行為の抑制

不法投棄を防止するため、防止看板を配布するとともに、安全安心パトロールと連携した監視を実施します。持ち去りが多い古紙については、回収事業者との連携を図り、持ち去り防止パトロールを継続します。また、違法に持ち去る者に対しては、氏名公表や告発などを行い、厳しく取り締まります。



資源持ち去り防止  
パトロール車両

### (2) 事業者の自己処理責任の徹底

#### 事業

#### ① 持込による事業系ごみ排出事業者に対する指導

延床面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の事業用大規模建築物に対し、立入を行い、適正排出を指導します。また、収集運搬業の許可業者の協力を仰ぎ、排出事業者へ資源の分別徹底を働きかけます。

#### ② 区収集による事業系ごみ排出事業者に対する指導【重点】

事業者による清掃工場への搬入、または収集運搬業の許可業者による収集への移行を促します。

有料ごみ処理券を貼付せず排出する事業者に対して直接指導を強化するとともに、中小規模事業者の排出状況が確認できる仕組みを検討します。

特別管理一般廃棄物など、排出禁止物の自己処理の徹底を呼びかけます。

### (3) 資源・ごみの収集運搬と適正処理・処分

#### 事業

##### ① 効率的な資源・ごみの収集運搬体制の構築

排出された資源・ごみを適切に収集運搬し、生活環境の保全に努めます。効率かつ安定した資源・ごみの収集運搬体制の構築をめざし、委託化を進めます。また、資源の処理・処分は民間事業者を活用し、適正処理の履行確認を行います。

##### ② 災害廃棄物処理計画の策定【重点】

災害により生じた廃棄物について、適正な処理と再生利用を確保するとともに、円滑かつ迅速に処理するため、東京都や東京二十三区清掃一部事務組合および他区との連携を図りながら、区の地域防災計画に沿って、区の災害廃棄物処理計画を策定します。

現在東京都が検討している、災害廃棄物処理計画の策定状況を注視し、国や東京都の動向をみながら、区の災害廃棄物処理計画を必要に応じて見直します。

#### コラム

##### 食品ロス

食品ロスとは、まだ食べられる食品を廃棄することです。

練馬区で発生した食品ロスを、平成 27 年度の調査から換算すると 1 年間で約 1,600 トンになります。この量を普段から口にしているご飯茶碗（150g）に置き換えてみると、なんと 1,000 万杯相当の食品を無駄に捨てていることになるのです。

食品ロスの発生要因は様々な理由によりますが、その中でも期限前に廃棄してしまうことや、食品を買いすぎてしまうことが大きな原因です。

食品ロスを削減することは、環境面だけでなく、家計面から見ても大きなメリットにつながります。

以下の取組を実践し、食品を有効に使い切りましょう。

- (1) 「消費期限」と「賞味期限」の違いを正しく理解する。
- (2) 食材を「買いすぎず」「使い切る」「食べきる」
- (3) 残った食材は別の料理に活用する。

※「消費期限」とは、適切に保存した場合に、安全に食べられる期限です。「賞味期限」とは、適切に保存した場合に、おいしく食べられる期限です。

